

# 令和6年9月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第60号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について・・・	1
議案第61号 亀山市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
投票所の投票立会人	立会時間が7時間を超える者	日額 10,900円	投票所の投票立会人	日額 10,900円	(略)
	立会時間が7時間以下の者	日額 5,450円			
期日前投票所の投票立会人	立会時間が6時間を超える者	日額 9,600円	期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円	(略)
	立会時間が6時間以下の者	日額 4,800円			
開票立会人	日額 8,900円	(略)	開票立会人	日額 8,900円	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
1 建築基準法関係手数料			1 建築基準法関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 (略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)
2 法第7条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第20項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	完了検査申請又は完了通知の手数料	3の表に定める金額	2 法第7条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第16項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	完了検査申請又は完了通知の手数料	3の表に定める金額
3 法第7条の3第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第28項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通	中間検査申請又は特定工程工事終了通知の手数料	4の表に定める金額	3 法第7条の3第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第19項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通	中間検査申請又は特定工程工事終了通知の手数料	4の表に定める金額

知に対する審査			知に対する審査		
4～16 (略)	(略)	(略)	4～16 (略)	(略)	(略)
2～4 (略)			2～4 (略)		